

令和元年度 石油コンビナート等における 自衛防災組織の技能コンテスト競技要領

1 基本的事項

(1) 競技の主眼

本競技は、危険物施設等の火災に対する高所からの泡放水を想定した競技であり、活動・操作の安全性、確実性及び迅速性を主眼とし、基本的な活動の体得、チームワークの醸成、士気・規律の向上をもって、自衛防災組織及び共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の防災業務の技能向上を図ることとする。

(2) 使用車両

使用車両は、自衛防災組織等に配備する大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。以下同じ。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。以下同じ。）とし、以下の7つのパターンによるものとする。なお、パターンB又はCで参加する場合には、高所放水車の高所放水機能のみ使用するものとする（ただし、競技実施隊員については、「(4)イ(ア)」の通りとする。）。

- A 大型化学高所放水車及び泡原液搬送車
- B 大型化学高所放水車及び大型化学消防車
- C 大型化学高所放水車及び甲種普通化学消防車
- D 大型高所放水車及び大型化学消防車
- E 大型高所放水車及び甲種普通化学消防車
- F 普通高所放水車及び大型化学消防車
- G 普通高所放水車及び甲種普通化学消防車

(3) 想定

事業所内の屋外貯蔵タンクで火災が発生したとの情報により、自衛防災組織等の消火中隊が出場。出場途上、タンク上部から黒煙が噴出しているのを確認したため、現場到着後、ただちに消火活動を開始するもの。

(4) 競技実施隊員

競技実施隊員の構成は、下記のとおりとする。

ア 上記(2)Aの場合

- (ア) 大型化学高所放水車小隊・・・中隊長（指揮者）1名、小隊長1名、機関員1名、隊員2名*
- (イ) 泡原液搬送車小隊・・・小隊長1名、機関員1名

イ 上記(2)BからGの場合

- (ア) 大型化学高所放水車小隊・・・小隊長1名、機関員1名、隊員3名*
- (イ) 大型高所放水車小隊・・・小隊長1名、機関員1名
- (ウ) 普通高所放水車小隊・・・小隊長1名、機関員1名
- (エ) 大型化学消防車小隊・・・中隊長（指揮者）1名、小隊長1名、機関員1名、隊員2名*
- (オ) 甲種普通化学消防車小隊・・・中隊長（指揮者）1名、小隊長1名、機関員1名、隊員2名*

＊ 石油コンビナート等災害防止法施行令第7条第6項に該当し、省力化している旨の現況届出書（石油コンビナート等災害防止法第16条第5項）を提出している場合は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第17条の3第2項に規定する人数とすることができる。なお、省力可能であるのは隊員のみである。また、省力化に資する資機材を使用しても、競技要領に記載している内容は、省略できない。

(5) 隊員の服装

ア 完全防火着装が望ましい。

イ 次に定めるゼッケンを付けること。

（ア）中隊長「中」、小隊長「小」、機関員「機」、隊員「1」、「2」、「3」

（イ）大きさは、縦横 24 センチメートル以上とする。

（ウ）地は白色、黄色及び橙色のいずれかの一色とする。

（エ）文字及び数字（アラビア数字）は黒色とする。

（オ）ゼッケンには、文字及び数字以外のものは一切表示しないこと。

（カ）取付け方法は、問わない。

(6) 実施場所

実施場所は、当該コンテストに出場する自衛防災組織を設置している特定事業所又は出場する共同防災組織を構成している特定事業所内とする。

(7) 審査範囲

下記3「競技の流れ」における開始報告から終了報告までを行動審査の範囲とする。

(8) 水利

水利は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第10条又は第12条に規定する消火栓、貯水槽又は河川等とする。

(9) ホース又は吸管

ホースは、使用圧力 1.3MPa（13 kg f/cm²）以上、内径 65 ミリメートル又は 75 ミリメートルの消防用ホースとする。なお、ホースの長さ、本数は競技内容に合わせて各事業所で決定するものとする。

吸管は、消防用吸管とし、消火栓から取水する場合には、消火栓の圧力に耐えうるものを使用するものとする。

(10) 想定火点の位置

想定火点の位置は、事前に中隊長と審査長で協議し、各事業所の施設の配置等を考慮して設定し、明確に位置が確認できるように可能な限り目印等を設置することとする（高所放水車から、概ね 15 m以上距離を置くこととする）。

(11) 放水

放水は水のみとする。なお、化学消防車による泡混合操作は、該当部分に触れること等による模擬操作とし、泡原液搬送車から大型化学高所放水車への送液についても、ポンプ操作にかかる部分に触れること等による模擬操作のみとする。

2 競技準備

- (1) 想定火点を設定する（上記 1 (10) のとおり。）。
- (2) 各定位置及び待機線等を設定する。
- (3) 車両は、火災現場に到着直後の状態とし、エンジンは停止して部署する。
- (4) 車両の窓を開放する。
- (5) 任務分担及び乗車区分に基づき車両・機械器具を点検する。

3 競技の流れ

(1) 集合・整列・点呼

中隊長は集合指揮位置に立ち、「集まれ」の号令により、各小隊長、機関員、隊員（以下「全隊員」という。）を待機線に集め整列させ、「番号」の号令により小隊ごとに点呼を実施する。

点呼実施後、中隊長は「整列休め」の号令により、全隊員を待機させ、中隊長待機位置へ移動し整列休めの姿勢で待つ。

(2) 開始報告

審査補助者の「開始報告」の号令の後、審査長が審査長定位に移動を始めたなら、中隊長は、基本の姿勢をとり、「気をつけ」と号令する。

審査長が審査長定位に移動後、中隊長は、半ば左向け左をし、報告位置まで、かけ足行進の要領で発進し、審査長に挙手注目の敬礼を行い、「〇〇自衛防災組織（〇〇共同防災組織）、放水訓練を開始します。」と報告し、挙手注目の敬礼を行った後、やや深い右向け右をし、中隊長指揮位置に至る。

(3) 乗車

中隊長の「乗車」の号令により、全隊員が乗車する。中隊長は、全隊員の乗車を確認後、乗車する。機関員は乗車前に車輪止めを外して、車両の所定の位置へ積載する。（車両の乗車定員を超える隊員は、「乗車」の号令後、車両の助手席側に折り膝姿勢で待機し、小隊長の下車を確認した後、競技を開始する。）

各車両の小隊長は、自隊員（中隊長も含む）の乗車を確認後、機関員に「エンジン始動」と下命する。各機関員は「エンジン始動」と復唱し、エンジン始動後、赤色灯及び前照灯を点灯する。

(4) 競技開始

審査長の「操作はじめ」の号令により、競技を開始する。

なお、当該「操作はじめ」の号令から、審査長が高所放水車の継続的な放水を確認し、旗を上げるまでを計時審査の範囲とする（詳細は「令和元年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領」参照）。

(5) 競技・放水・放水中止

高所放水車からの放水を実施する。詳細は、下記 4 「競技・放水・放水中止実施上の留意事項」参照。

(6) 競技終了

ア 審査長が、放水停止を確認した後、「操作やめ」の号令をかける。

中隊長は、「操作やめ」の号令を受けた後、中隊長指揮位置に至り各小隊長に「おさめ」と下命する。

各小隊長は隊員及び機関員（以下「隊員等」という。）に「おさめ」と下命する。

「おさめ」を受命した隊員等は消火栓を閉止し、赤色灯、車幅灯及びハザードランプを消灯して、各車両のエンジンを停止後、全隊員は待機線に集合する。

イ 放水塔及びホース（吸管を含む）の収納は省略する。

(7) 点検

全隊員が待機線に集合後、中隊長は集合指揮位置に移動し「点検報告」と号令し、全隊員から点検報告を受ける。

(8) 終了報告・解散

中隊長は点検報告後、「整列休め」の号令により全隊員を待機させ、中隊長待機位置へ移動し整列休めの姿勢で待つ。

審査補助者の「終了報告」の号令後、審査長が審査長定位に移動を始めたら、中隊長は、基本の姿勢をとり、「気をつけ」の号令をかける。

審査長が審査長定位に移動後、中隊長は、半ば左向け左をし、報告位置まで、かけ足行進の要領で発進し、審査長に挙手注目の敬礼を行い、「〇〇自衛防災組織（〇〇共同防災組織）、放水訓練を終了しました。」と報告し、挙手注目の敬礼を行う。

審査長が審査長定位から離れた後、中隊長は回れ右をし、集合指揮位置へ移動して、待機線で整列している全隊員を「わかれ」の号令により解散させる。

4 競技・放水・放水中止実施上の留意事項

(1) 全般的事項

ア 競技は、安全確保を最優先し、各種操作は確実に行うとともに、実際の災害現場を想定した活動を行うこと。

イ 競技においては、必要以上のかけ足移動は、求めないものとする。

ウ 隊員等は小隊長により、小隊長は中隊長により下命を受け活動等を行うこと。ただし、非安全行為等がなされようとする際は、この限りではない。

エ 各隊長より受命した者は、下命した者に対し受命した旨を意思表示することで、確実な伝達を実施すること。

オ 隊員等は、操作内容の実施状況や実施結果の報告等を通して、積極的に各小隊長の指揮下に入ること。

カ 小隊長及び隊員が中隊長及び機関員の専任部分を兼務することはできないこととする。なお、中隊長及び機関員は、専任部分の活動に支障がない範囲において専任部分以外を兼務することはできる。

キ 全隊員は、使用車両・機械器具に精通するとともに、これらの愛護に心掛けること。

ク すべての操作、安全確認時には、「指差・呼称」を実施すること。

ケ 放水塔伸長中及び伸長後は、放水塔の垂直下部投影面の横切り移動は禁止とする。

(2) 中隊長について

- ア 中隊の指揮をとること。
- イ 全隊員を掌握でき、小隊長に確実に下命できるよう、適宜適切な位置に移動し指揮をとること。
- ウ 全隊員の動作及び操作を十分に監視し、中隊全ての安全管理を行うとともに、活動内容を掌握すること。
- エ 下命は、簡潔明瞭かつ適切であること。

(3) 小隊長について

- ア 小隊の指揮をとること。
- イ 隊員等を掌握でき、確実に下命できるよう、適宜適切な位置に移動し指揮をとること。
- ウ 自隊の安全管理を実施すること。
- エ 下命は、簡潔明瞭かつ適切であること。

(4) 機関員について

- ア 高所放水車の機関員は、安全操作を心がけ、急激な塔操作、バルブ操作及びポンプ操作は行わないこと。
- イ 化学消防車及び泡原液搬送車の機関員は、安全操作を心がけ、急激なポンプ操作及びバルブ操作は行わないこと。なお、化学消防車による泡混合操作及び泡原液搬送車から大型化学高所放水車への送液に係るポンプ操作等は模擬操作とするが、模擬操作の際には、操作に係る動作や指差・呼称等を確実に実施すること。
- ウ 機関員の専任部分は、乗車前及び降車後の車輪止めの解除・設定、アウトリガー張出し及びジャッキアップ操作、放水塔操作、中継バルブの開閉操作（開閉確認）、送液操作及び放水操作とする。
- エ 機関員は、自車を安全管理すること。

(5) 各操作要領

ア 水利部署要領

水利部署は、消火栓 1 基から双口で取水することとし、接続は消防用ホース又は消防用吸管を使用すること。また、貯水槽又は河川等から取水する場合は、消防用吸管を使用すること。

イ ホースの格納要領

ホースの格納位置（ボックス内又はホースカー）及び格納状態（二重巻又は折りたたみ）については問わないものとする。ただし、競技開始時、車両は、火災現場に到着直後の状態とするため、各種資機材もこれに準じる形で格納すること。

ウ ホースの搬送及び展張要領

ホースの搬送及び展張については、両手又は片手でも可とする。ただし、安全操作及び機械器具の愛護に心掛け、結合金具の著しい振り回し、落下、投げ捨て、蹴飛ばし等の危険行為をしないこと。

ホース展張については、手びろめ、折りたたみ展張及びホースカー等を用いた展張とすること。

なお、各隊員の競技中におけるホースの搬送及び展張については、消火活動や安全管理に支障のないように実施すること。

エ ホースの結合要領

ホースの結合は、オス金具とメス金具を結合した後に、確実に結合しているかを確認すること。
なお、消火栓に吸管を結合する場合も同様とする。

オ 車両への乗車及び降車前後の操作要領

隊員は安全な乗車及び降車を実施すること。また、機関員は「操作はじめ」後に、前照灯から車幅灯に切り替え、ハザードランプを点灯させ、降車時に自車に車輪止めを設定すること。

カ 車両の操作要領

(ア) 車両の操作要領は、原則として各事業所の配備車両の取扱要領のとおりとする。

(イ) アウトリガーの張出しとジャッキアップは個別に操作すること。ただし、個別設定の出来ない車両については、この限りではない。

(ウ) アウトリガーの張出し前には、設定場所の地盤面の安全確認を実施すること。

(エ) アウトリガーの張出し及びジャッキアップ操作中は、機関員等がアウトリガー周辺の安全管理を実施し、緊急時には機関員が直ちに停止できるようにすること。

(オ) アウトリガー張出し後、スプリングロックの作動状況を確認し、さらにジャッキアップ終了後、アウトリガーを押す等により荷重状態の確認を実施すること。なお、スプリングロック機能の無い車両については、車輪止めを再設定すること。

(カ) アウトリガーの接地面には敷板を設置すること。

(キ) アウトリガーの張出し及びジャッキアップ中は、車両に対して同じ側にあるアウトリガーの先端2点を結ぶラインから車両までの領域及びこの周辺への立ち入りを禁止する。

(ク) 高所放水車へのホースの結合は、ジャッキアップ実施後とすること。

キ 放水要領

(ア) 高所放水車の正面中央を0°とし、放水塔基部を中心に放水塔を概ね45°の位置に旋回させ放水し、放水ノズル（塔）の高さは全伸長とする。ただし、塔高さが20m以上であるということが確認できる車両の場合は、20m以上の高さとなるよう伸長するものとする。

(イ) 放水塔を旋回・伸長後に、中隊長が、「放水はじめ」を下命する。

(ウ) 機関員は、「放水はじめ」を受命したら、ノズルを下にむけたままの状態で「放水はじめ」と呼唱し放水を開始する。放水活動に伴い、エンジン回転数が上昇・下降などの場合は、適宜各機器を調整し、継続的な放水かつ流量計で放水量2,000ℓ/minを確認したら「放水量よし」と小隊長に報告を実施し、ノズルを想定火点に向けて放水する。

(エ) 審査長が高所放水車の継続的な放水を確認して旗を上げ、想定火点に放水したら中隊長は各小隊長に「放水やめ」と下命する。

(オ) 各小隊長は、中隊長の「放水やめ」を受命後、各機関員に「放水やめ」と下命する。

(カ) 各機関員は、各小隊長の「放水やめ」を受命後、「放水やめ」と復唱し、ポンプの回転数を徐々に下げて放水をやめる。

(キ) 中隊長は、各小隊長に「おさめ」を下命する。各小隊長は、隊員等に「おさめ」を下命する。
「おさめ」を受命した隊員等は、消火栓を閉止後、PTO等をOFFにし、エンジンを停止する。

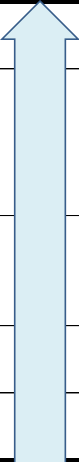
(6) その他

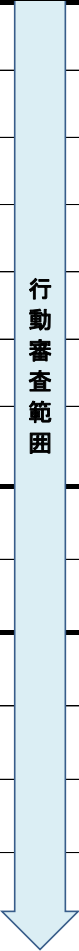
ア 審査長が、著しく危険と判断した場合は、直ちに競技を中止するものとする。

イ その他詳細事項は、別紙 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技フロー及び別図 1－1 から別図 1－5 又は別図 2－1 から別図 2－5 による。

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技フロー

別紙

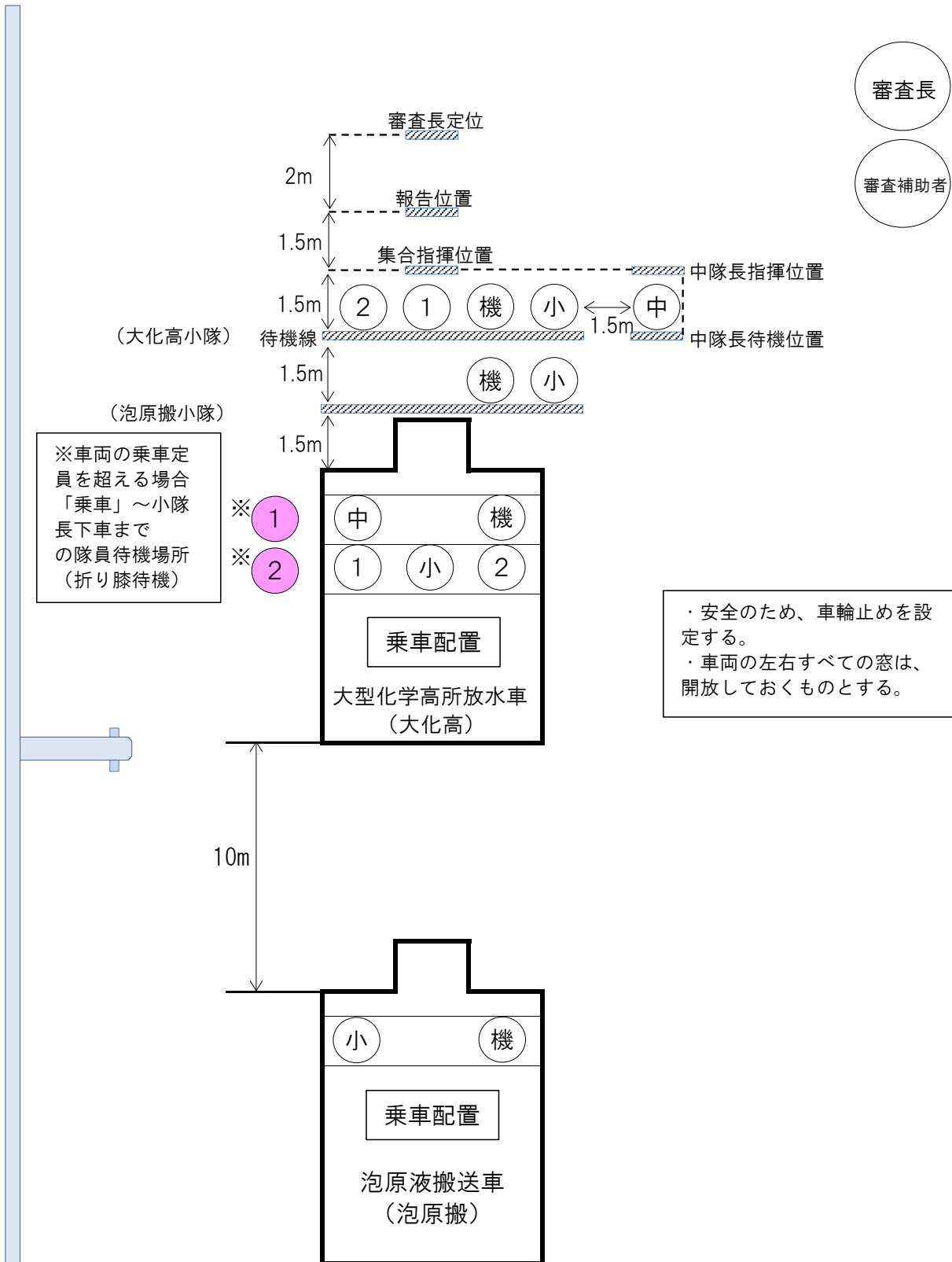
実施項目		審査範囲		実	施	要	領
集合・整列・点呼	中隊長			集合指揮位置に立ち、「集まれ」の号令をかけ全隊員を待機線に集め整列させ、「番号」の号令により点呼を実施する。 点呼実施後、「整列休め」の号令により全隊員を待機させ、中隊長待機位置へ移動し整列休めの姿勢で待つ。			
	全隊員			全隊員は、待機線上に小隊ごとに並び、別図1-1または別図2-1のように集合・整列する。 中隊長の「番号」の号令により、全隊員は順次番号を呼唱する。 中隊長の「整列休め」の号令により、全隊員は整列休めの姿勢で待機する。 ※省力化を図っている事業所については、それぞれに対応させるものとする。			
開始報告	審査長			<u>審査補助者の「開始報告」の号令の後、審査長定位に移動する。</u>			
	中隊長			審査長が審査長定位へ移動を始めたら、基本の姿勢をとり「気をつけ」と号令する。 審査長が審査長定位に移動後、半ば左向け左をし、報告位置までかけ足進行の要領で発進し、審査長に挙手注目の敬礼を行い、「〇〇自衛防災組織（〇〇共同防災組織）、放水訓練を開始します。」と報告し、挙手注目の敬礼を行い、やや深い右向け右をし、中隊長指揮位置に至る。 中隊長指揮位置で「乗車」と号令し、全隊員が乗車したのを確認し、自らも乗車する。 ※機関員は、乗車前に車輪止めを外すこと。			
	全隊員			中隊長からの「乗車」の号令を受け、全隊員が乗車する。 ※車両の乗車定員を超える隊員は、「乗車」の号令後、車両の助手席側に折り膝姿勢で待機し、小隊長の下車を確認した後、競技を開始する。			
	小隊長			自隊員（中隊長も含む）の乗車を確認し、「エンジン始動」と下命する。			
	各機関員			小隊長からの「エンジン始動」を受命し、「エンジン始動」と復唱して、エンジンを始動させ、赤色灯及び前照灯を点灯する。			
競技開始	審査長			<u>2台の車両のエンジンが始動したことを確認し、「操作はじめ」と号令し、同時に計測を開始する。</u>			
競技・放水				競技要領に基づく競技を実施、審査については審査票参照 標準時間 5分00秒			
	機関員			継続的な放水かつ流量計で2,000ℓ/minを確認後、「放水量よし」と小隊長に報告する。			
	審査長			<u>継続的な放水を確認できた時点で旗を上げ、計時を止める。</u>			

放水停止	中隊長			審査長が旗を上げるのを確認し、想定火点に放水するのを確認できたら、中隊長は各小隊長に「放水やめ」と下命する。
	各小隊長			各小隊長は、中隊長の「放水やめ」を受命後、各機関員に対し「放水やめ」と下命する。
	各機関員			各機関員は、各小隊長の「放水やめ」を受命後、「放水やめ」と復唱し、ポンプの回転数を徐々に下げて放水をやめる。
	<u>審査長</u>			<u>放水停止を確認後、「操作やめ」と号令する。</u>
	中隊長			審査長の「操作やめ」の号令を受けた後、中隊長指揮位置に至り、各小隊長に「おさめ」と下命する。
	各小隊長			中隊長から「おさめ」を受命後、隊員等に「おさめ」を下命する。
	隊員等			小隊長の「おさめ」を受命後、消火栓の閉止及びＰＴＯ等をＯＦＦにし、赤色灯、車幅灯及びハザードランプを消灯して、各車両のエンジンの停止後、待機線に集合する。
点 検	中隊長			集合指揮位置に移動し「点検報告」と号令し、全隊員からの点検報告を受ける。
	全隊員			全隊員は、別図１－５または別図２－５のように整列し、点検報告を実施する。
終了報告	中隊長			点検報告後、「整列休め」の号令をかけ、自らも中隊長待機位置へ移動し、整列休めの姿勢で待つ。
	全隊員			中隊長の「整列休め」の号令により整列休めの姿勢で待機する。
	<u>審査長</u>			<u>審査補助者の「終了報告」の号令の後、審査長定位に移動する。</u>
	中隊長			審査長が、審査長定位へ移動を始めたら、基本の姿勢をとり、「気をつけ」と号令する。 審査長が審査長定位に移動後、半ば左向け左をし、報告位置まで、かけ足進行の要領で発進し、審査長に挙手注目の敬礼を行い、「〇〇自衛防災組織（〇〇共同防災組織）、放水訓練を終了しました。」と報告し、挙手注目の敬礼を行う。
解散	中隊長			審査長が審査長定位から離れた後、回れ右をし、待機線で整列している全隊員に「わかれ」と号令し、全隊員を解散させる。
	全隊員			中隊長の「わかれ」の号令により、一斉に中隊長に相対し挙手注目の敬礼を行い解散する。

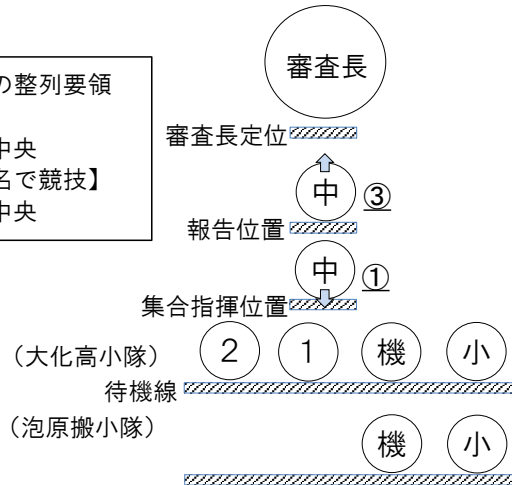
※省力化が図られている組織については、その事業所の実態に合わせるが、中隊長及び各車両の機関員は、専任とするものとする。

「各種位置・乗車配置」

別図 1 - 1

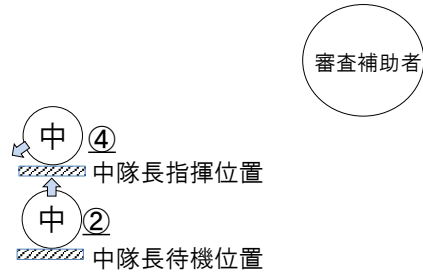


大化高待機線の整列要領
【7名で競技】
1番員が中央
【5名又は6名で競技】
機関員が中央



※車両の乗車定員を超える場合
「乗車」～小隊長下車までの隊員待機場所
(折り膝待機)

※ 1
※ 2



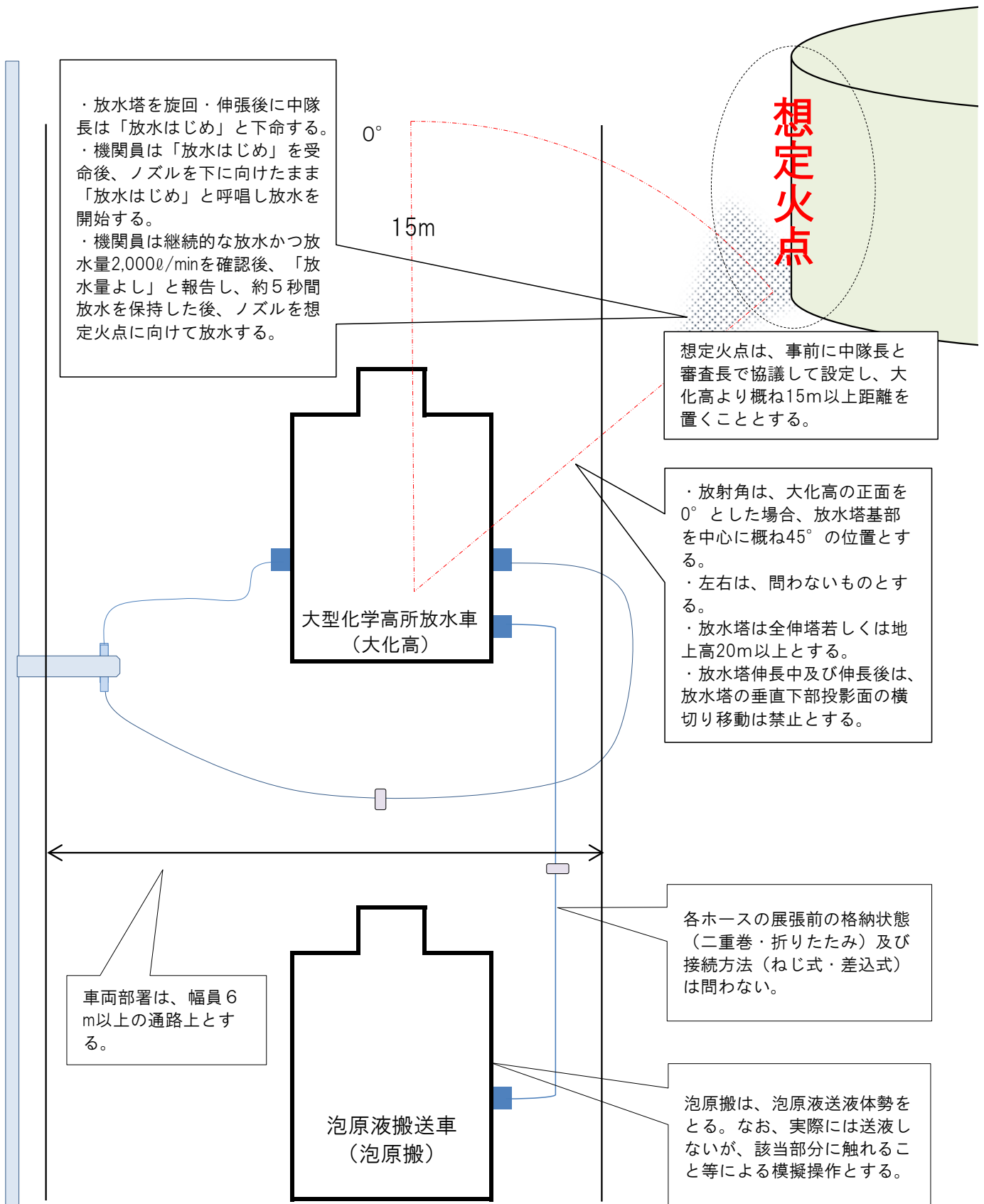
【待機から乗車までの要領】

- ・中隊長は、集合指揮位置①で「集まれ」により全隊員を集合せ整列させる。小队ごとに「番号」により点呼（大化高小队「番号」、泡原搬小队「番号」）を実施後、全隊員を「整列休め」により待機させ、中隊長待機位置②に移動し自ら整列休めの姿勢で待機する。
*小队名は上記の略語でも可とする。
- ・審査補助者の「開始報告」の号令の後、審査長が審査長定位に移動を始めたら、中隊長は、「気をつけ」と号令する。
- ・審査長が審査長定位に移動後、中隊長は報告位置③まで移動し、開始報告を実施する。
- ・中隊長は、開始報告後、やや度の深い右向け右をし、右向け止まれの要領で、中隊長指揮位置④に移動する。
- ・中隊長は、「乗車」の号令をかける。全隊員が乗車した後、乗車する。
- ・各機関員は乗車前に車輪止めを外して車両の所定の位置に積載する。

「放水要領」

別図 1 - 3

本図は一例です。ホースの本数、ホース接続の左右の位置等は実施場所の実情にあわせて調整してください。

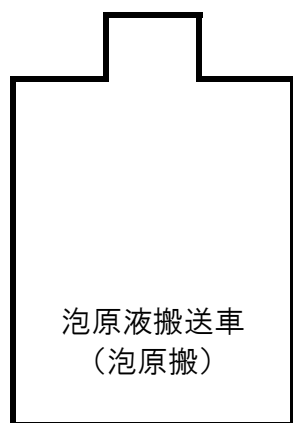
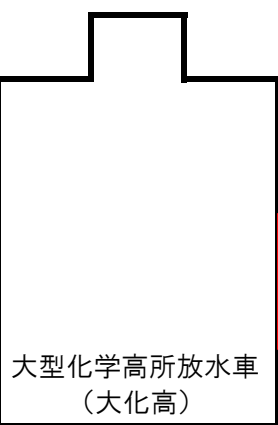


「アウトリガー張出し、ジャッキアップ」

別図 1 - 4

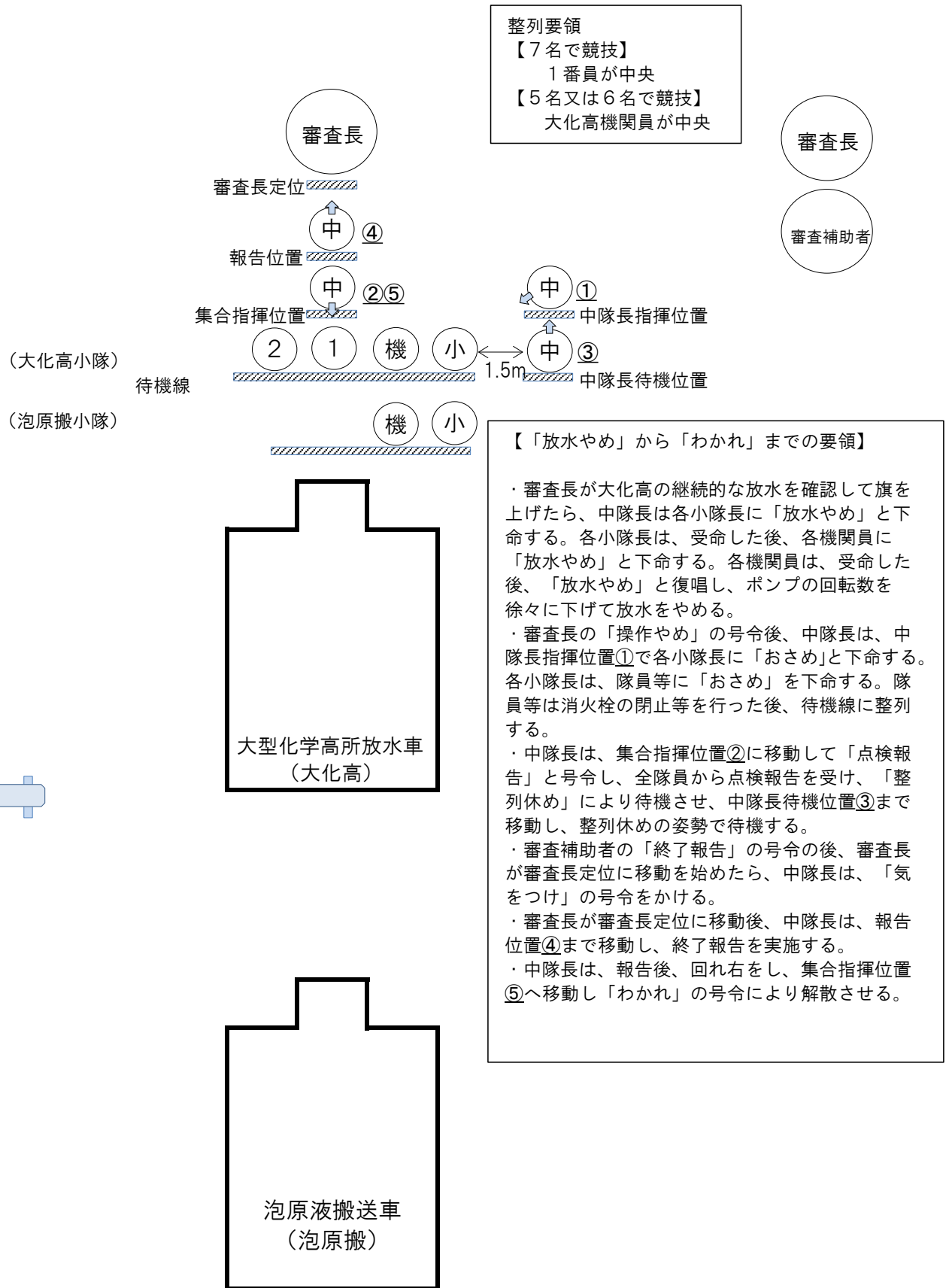
本図は一例です。ホースの本数、ホース接続の左右の位置等は実施場所の実情にあわせて調整してください。

- ・ アウトリガー張出し前には、設定場所の地盤面の確認を実施すること。
- ・ 原則として、アウトリガーの張出しとジャッキアップは個別に操作すること。
- ・ 地盤面の状況にかかわらず敷板を設置すること。

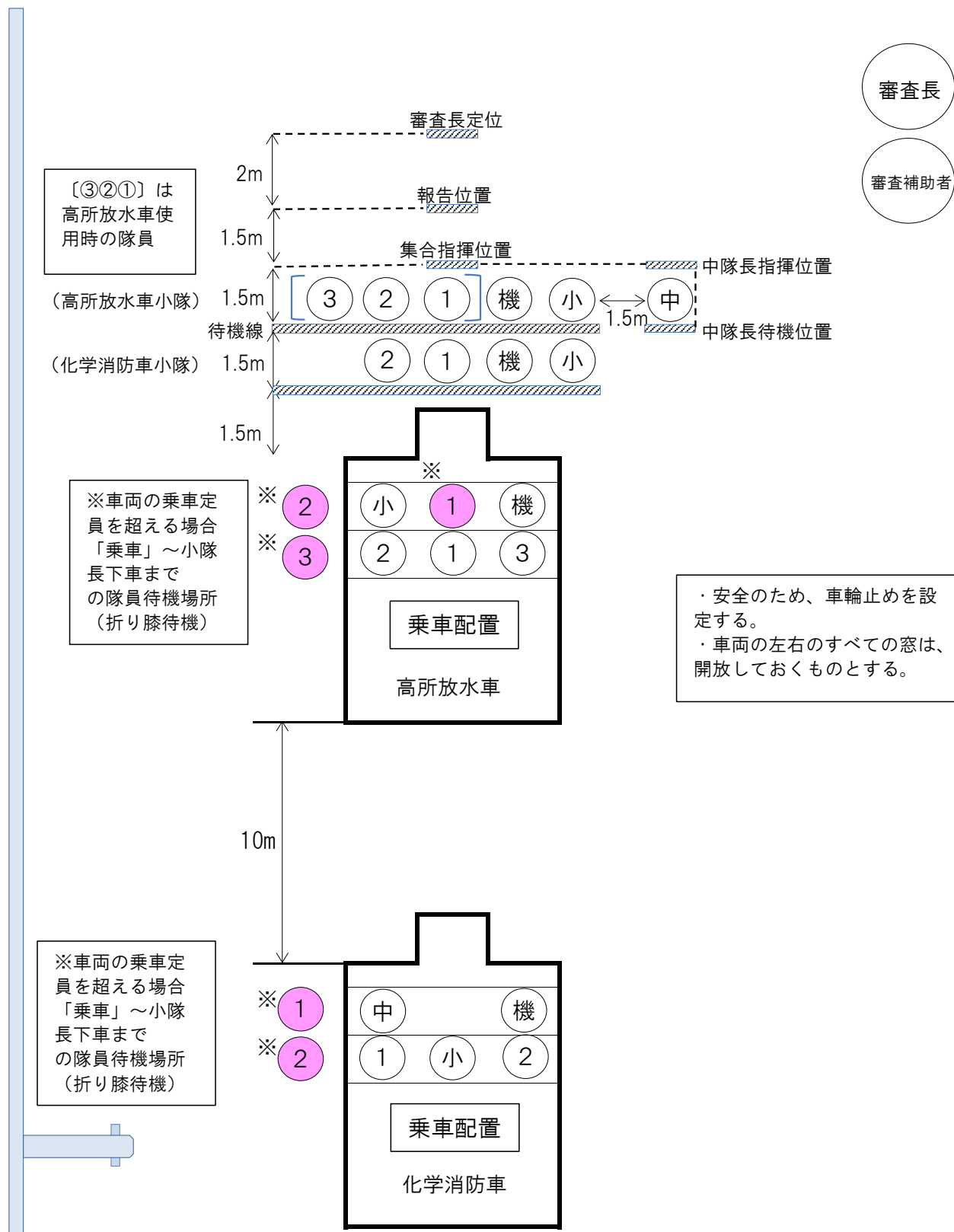


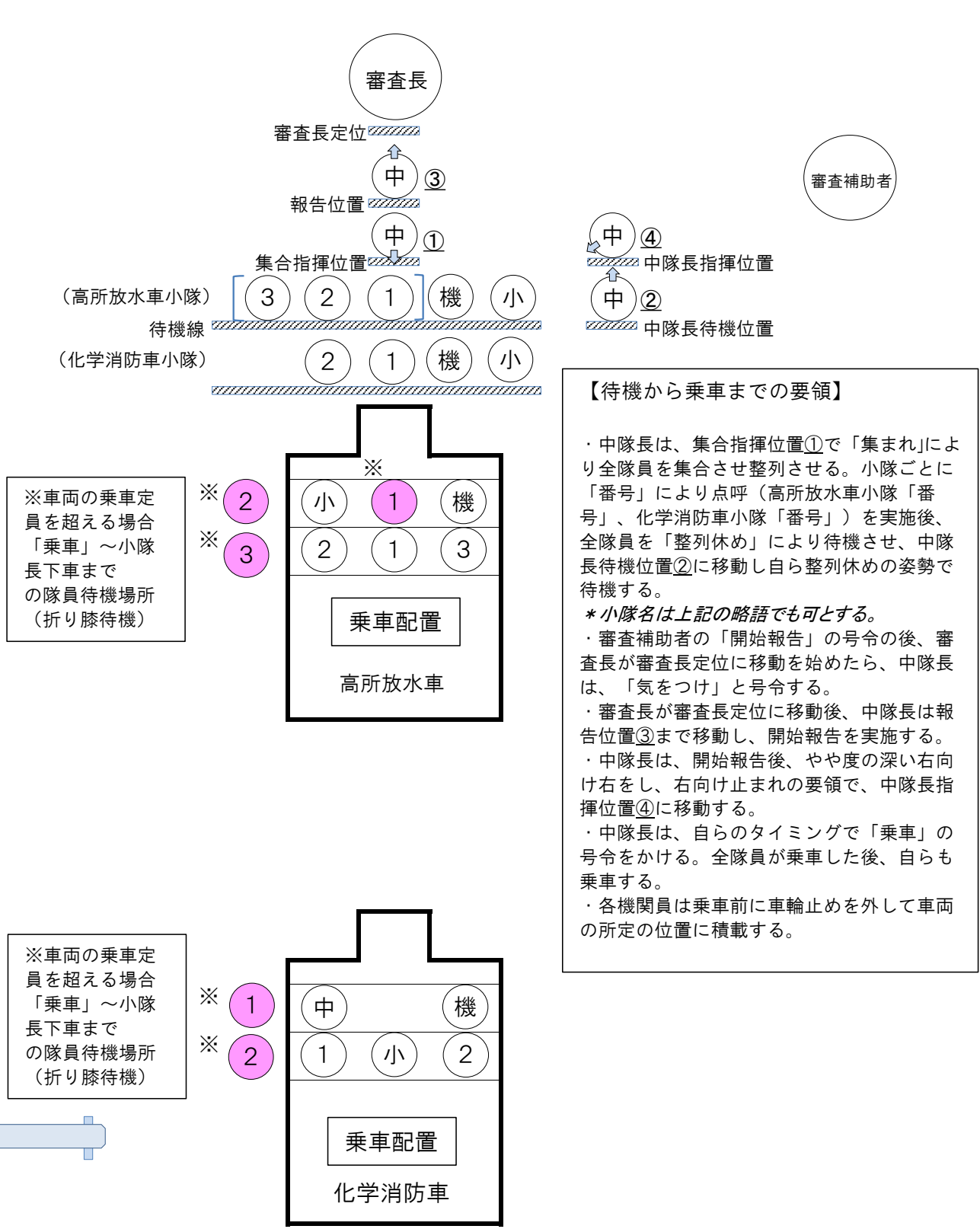
【アウトリガー張出し中及び ジャッキアップ中】

- ・ 網掛け部分内は、危険区域であるため立入禁止とする。
- ・ 網掛け部分外までのホース展張は可能とする。
- ・ 全隊員は、網掛け部分（アウトリガー周辺）の安全管理を実施し、緊急時に直ちに停止できるようにするものとする。
- ・ 事前に敷板の設置箇所に目印等をしない。



別図 2-1

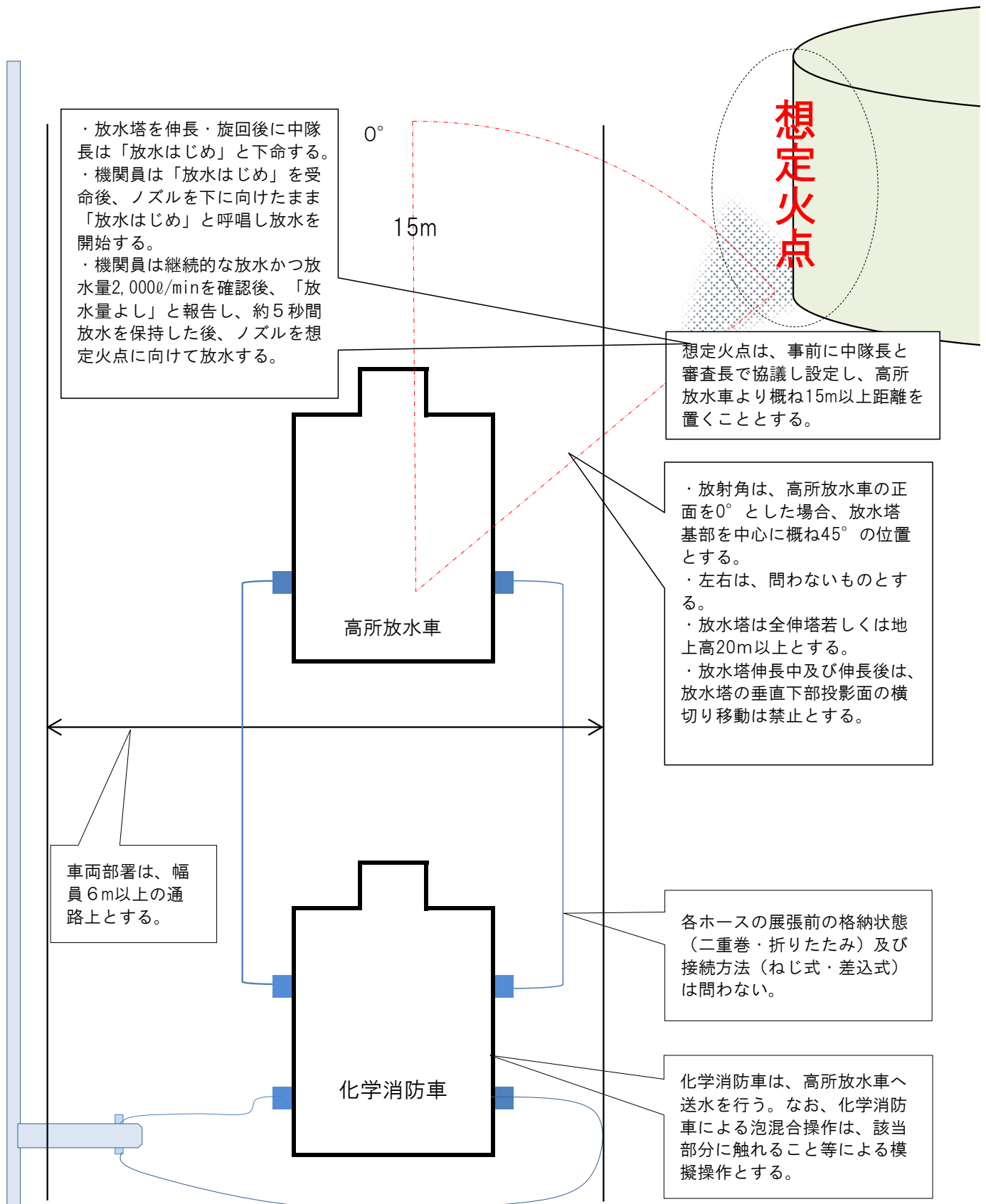




「放水要領」

別図 2-3

本図は一例です。ホースの本数、ホース接続の左右の位置等は実施場所の実情にあわせて調整してください。

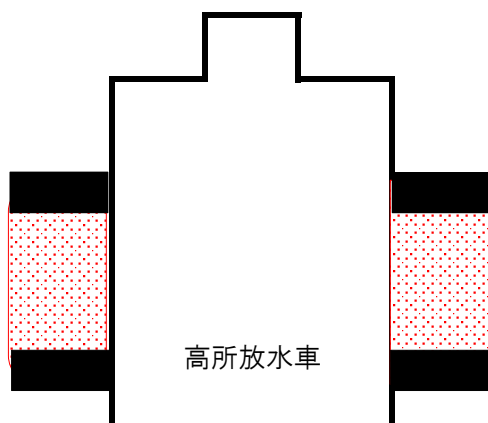


「アウトリガー張出し、ジャッキアップ」

別図 2 - 4

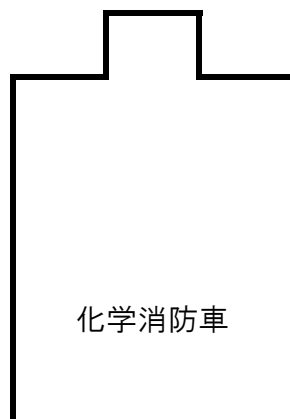
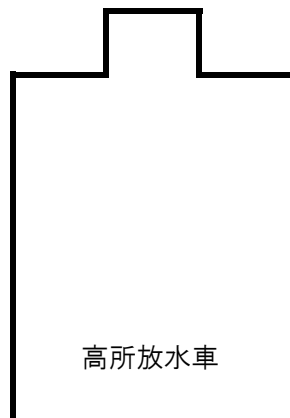
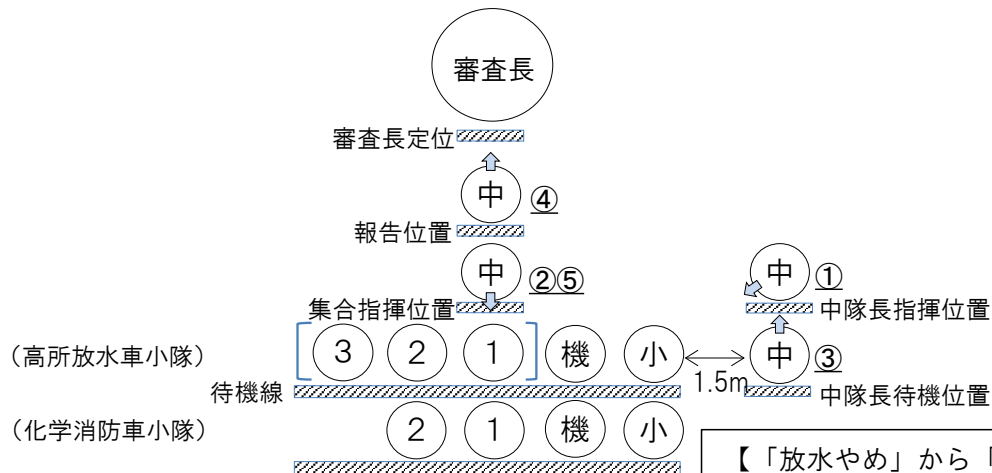
本図は一例です。ホースの本数、ホース接続の左右の位置等は実施場所の実情にあわせて調整してください。

- ・ アウトリガー張出し前には、設定場所の地盤面の確認を実施すること。
- ・ 原則として、アウトリガーの張出しとジャッキアップは個別に操作すること。
- ・ 地盤面の状況にかかわらず敷板を設置すること。



【アウトリガー張出し中及びジャッキアップ中】

- ・ 網掛け部分内は、危険区域であるため立入禁止とする。
- ・ 網掛け部分外までのホース展開は可能とする。
- ・ 全隊員は、網掛け部分（アウトリガー周辺）の安全管理を実施し、緊急時に直ちに停止できるようにするものとする。
- ・ 事前に敷板の設置箇所に目印等をしない。



【「放水やめ」から「わかれ」までの要領】

- ・ 審査長が高所放水車の継続的な放水を確認して旗を上げたら、中隊長は各小隊長に「放水やめ」と下命する。各小隊長は、受命した後、各機関員に「放水やめ」と下命する。各機関員は、受命した後、「放水やめ」と復唱し、ポンプの回転数を徐々に下げて放水をやめる。
 - ・ 審査長の「操作やめ」の号令後、中隊長は、中隊長指揮位置①で「各小隊長に「おさめ」と下命する。各小隊長は、隊員等に「おさめ」を下命する。隊員等は消火栓の閉止等を行った後、待機線に整列する。
 - ・ 中隊長は、集合指揮位置②に移動して「点検報告」と号令し、全隊員から点検報告を受け、「整列休め」により待機させ、中隊長待機位置③まで移動し、整列休めの姿勢で待機する。
 - ・ 審査補助者の「終了報告」の号令の後、審査長が審査長定位に移動を始めたら、中隊長は、「気をつけ」の号令をかける。
 - ・ 審査長が審査長定位に移動後、中隊長は、報告位置④まで移動し、終了報告を実施する。
- 6 中隊長は、報告後、回れ右をし、集合指揮位置⑤へ移動し「わかれ」の号令により解散させる。